

制度名	バイオテクノロジー-試験研究設備に係る固定資産税の課税標準特例措置の延長			
改正の内容	<p>遺伝子組換え技術及びその技術を応用した技術の試験研究を行うために必要な機械その他の設備のうち、当該試験研究の実施に当たり生ずるおそれのある公共への危害を防止するための設備として「組換えDNA実験指針（昭和54年8月27日内閣総理大臣決定）」により定められた設備の固定資産税の課税標準の特例措置（3年度分に限り3分の1を軽減）について、軽減措置を4分の1に引き下げたうえで、適用期限を2年間延長する。</p> <table border="1" data-bbox="979 510 1477 600"> <tr> <td data-bbox="979 510 1184 600">減税見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1184 510 1477 600">2.8百万円</td> </tr> </table>		減税見込額 (平年度)	2.8百万円
減税見込額 (平年度)	2.8百万円			
新設・拡充又は延長の理由	<p>(1) 政策目的 遺伝子組換え実験等において生ずるおそれのある公共への危害を防止し、あわせて難治疾患や、手術や長期の入院を要する疾患等に対し治療効果のある医薬品といった遺伝子組換え技術を用いた医薬品の研究開発を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 遺伝子組換え実験等を行う上で、上記で必要な設備は実験により生ずるおそれのある公共への危害を防止するための、通常の実験機械にはない追加投資であるため、税制措置による支援が不可欠である。</p> <p>(3) 施策の適正性（公平性・優先性等） 遺伝子組換え実験等を行ううえで生ずるおそれのある公共への危害の防止に対する支援を行うことで、難治疾患、手術や長期の入院を要する疾病等に対し治療効果のある遺伝子組換え技術応用医薬品の研究開発の一層の進展が期待され、その成果は国民の保健医療水準の向上に資するものである。</p> <p>(4) 施策の効率性 試験研究活動は一定の期間継続して行われることから、当該設備も継続して設置される必要があるが、当該設備自体は生ずるおそれのある公共への危害防止を目的とするものである。このような設備に関して生じる研究者の経済的負担の軽減を図るためには、その公共性をふまえ、当該設備に係る固定資産税の軽減措置を一定期間継続して行うことが効果的である。</p>			
政策の達成目標	バイオテクノロジーの研究に当たり生ずるおそれのある公共への危害を防止し、あわせて医療上有用性の高い遺伝子組換え技術を用いた医薬品の研究開発を促進する。			
当該項目以外の支援措置	増加試験研究費の税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制、保健医療分野における基礎研究推進事業（ミニアムプロジェクト、メテカフロントア）、医薬品副作用被害救済・調査研究振興機構による出融資、ヒューマンサイエンス創薬等総合研究事業、オフパトドラッグ等研究開発促進制度、成長分野における試験研究技術開発事業に対する日本政策投資銀行による融資			
担当課名	医政局経済課			